

令和4年10月教育委員会会議（定例会）会議録

1 日 時 令和4年10月28日（金）午後1時30分～午後4時20分

2 場 所 市役所6階 604会議室

3 出席者〔教育長〕中島 秀行

〔委員〕吉本理(教育長職務代理者)、寺本彰、宮本陽子、森田理恵

〔事務局〕千葉裕之教育総務部長、江原勝美学校教育部長、皆川博幸教育総務部次長、中田利明学校教育部次長兼学校教育課長、吉田謙治社会教育担当参事兼社会教育課長、中村啓教育センター担当参事兼教育センター所長、糟谷苗美教育総務課長、大島光治教育総務課主幹兼教育企画室長、遠山秀仁教育施設課長、廣谷貴紀スポーツ振興課長、稲田里織文化財保護課長、酒井忠夫生涯学習推進センター所長、古田晃一所沢図書館長、伊東真吾学校教育課主幹兼健やか輝き支援室長、鈴木恵学校教育課主幹、荒井直樹学校教育課主幹、渡辺純也保健給食課長、長谷川義博学校教育課指導主事

〔書記〕名雪晋祐教育総務課主査、小城原光貴教育総務課主査

4 前回会議録の承認

5 会議の傍聴者 なし

6 開 会 開会に先立ち、千葉教育総務部長から、令和4年9月21日開催の所沢市議会第3回定例会最終日において、市長より教育委員会委員の任命の同意を求める議案が提出されたが、投票の結果、過半数の同意が得られず議決に至らなかったことが報告された。

本日の議案は、議案第19号から議案第22号の4件。

なお、議案第20号については個人に関する情報が含まれるため、及び意思決定過程の審議のため、議案第21号及び議案第22号については予算に関する審議のため、報告事項のうち「新型コロナウイルス感染症への対応について」の一部及び「市内小中学校での事案について」は個人に関する情

報が含まれ、学校及び個人が特定される恐れがあるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、非公開としたい旨の発議があり、出席委員全員が賛成し、非公開で審議および報告されることに決定した。

※議事の進行上、非公開の議事及び報告は、公開の報告事項の後に行った。

7 議題

●議案第19号 所沢市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

資料に則り、中田学校教育部長から以下のとおり説明がなされた。

育休法等の改正により、令和4年10月1日から、育児休業及び産後パパ育休(子の誕生日から57日間以内を取得する育児休業)が原則2回まで取得可能になったことに伴い、関係する規定及び様式を変更し、規定の整備を行うものである。

本来、9月末までに改正すべきであったところ、「公立小・中学校職員服務規程(参考例)」が示された時期が遅く、9月の教育委員会会議に諮ることができなかったことから、改正後の規程の施行日は令和4年11月1日を予定しているが、附則で経過措置を設け、職員に不利益が生じることのないよう取り扱うものである。

質疑なし

※中島教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

8 協議事項

○学校運営協議会制度について

資料に則り、中田学校教育部長から以下のとおり説明がなされた。

令和2年度の学習指導要領改訂により、「社会に開かれた教育課程」の実現が示され、家庭・地域との連携、協働が一層求められている。一方で、予測困難な社会情勢の変化に加え、複雑化・多様化する学校課題への対応について、学校だけで解決するのは難しいケースも見られる状況となっている。

家庭・地域との連携については、これまで所沢市では、「学校応援団」、「学校評議員」を全校に設置し、地域と共に歩む学校づくりを推進している。しかし

ながら、複雑化・多様化する学校課題に対応するには、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、共に活動する関係を一層強力なものにし、子供たちのよりよい成長につなげていくことが重要であることから、令和5年度より段階的に「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」を導入していくものである。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会が設置されている学校のことを言い、平成16年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により制度化され、平成29年度の法改正により、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされた。

学校運営の責任者は、あくまで校長であることに変わりはなく、学校運営協議会では、保護者や地域の方々が一定の権限を持ち学校運営に参画するものである。コミュニティ・スクールは、学校を核として、学校を取り巻く様々な課題について、家庭や地域と話し合い、解決策を打ち出し、一緒に活動していくものであり、教育委員会も学校の設置者として、各学校の学校運営協議会の指導・助言を行うものである。

コミュニティ・スクールの導入については、全国で導入する学校が年々増えており、埼玉県では、現在県内小・中学校749校の約6割が導入している。

また、令和4年度から新たにスタートした「埼玉県5か年計画」においては、令和8年度末までに県内小・中学校全校にコミュニティ・スクールを設置することを目標としている。

これまで所沢市に設置されている学校評議員制度と、学校運営協議会制度の主な違いとしては、その「役割」において、学校評議員制度は校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べることでできるとされているが、学校運営協議会制度では、より明確に具体的な以下3つの役割が示されている。

- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。
- ②学校運営について教育委員会または校長に意見を述べること。
- ③教職員の任用について、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることである。

この3つの役割における①の「承認」は必須であり、②③の「意見」については、平成29年の一部法改正において、「協議会の「意見」については、各教育委員会の規則で定めること」とされており「任意」となっている。

また、学校運営協議会に属する委員は、非常勤公務員の特別職となり、学校長から推薦された方について、教育委員会が任命し、任命された委員は、学校運営協議会においては、「保護者や、地域住民の代表としての意見を述べること」、「子供たちのことを考えた『肯定的で未来志向的な意見』を述べること」が求められ、個人の意見が尊重されるのではなく、合議体であることを念頭に置き、話し合いに参加することとなる。「話し合い」は「熟議」と呼ばれるものになり、この熟議をとおして、協議会として課題を共有し、学校・家庭・地域が一緒になって解決策を見だし、共に行動・協働し、自分の役割を果たし、課題を解決するものである。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入することで期待される効果として次の4つが挙げられる。

- ①家庭・地域も教育の当事者として責任をもつこととなる。
- ②家庭・地域が教育活動にかかわることで子供たちの学びや体験が充実する。
- ③保護者、地域住民の理解と協力を得た学校運営が実現する。
- ④家庭・地域と一体となって取り組むことで連携が深まる。

以上のことから、学校・家庭・地域総がかりで子供たちを育てる土台づくりにつながるるとともに、市外から着任する校長・教頭などが、地域がまとまっていることや中学校区が一体となっていたりすることで、より早く家庭・地域の近隣学校等と連携して学校運営を展開することを期待するものである。

今後の導入に向けたスケジュールについては、まずは来年度に3校モデル校を決定し、先行実施に向けて準備を進めていくものである。

以下、質疑

（寺本委員）

「学校運営協議会3つの役割」の中で任意となっている、「学校運営に対して校長や教育委員会へ意見」について、県内のすでに実施している学校においてどのような意見が出ているか調べていますか。

（中田学校教育部次長）

現在、他市でコミュニティ・スクールに取り組んでいる教育委員会や学校の校長に、具体的な内容の聞き取りをしているところであり、現時点では具体的な内容についてお示しすることはできません。

(寺本委員)

どのような意見が出てくるのか、事前に情報として持っていることで校長も心の準備ができ、対応について考えておくことができると思います。

(中田学校教育部長)

他市の取組を参考に、当日の熟議の場面においてどういう話題が出るか、どのような発言がなされるのか、事前に共有しておく方が良いと思います。子供たちのためになるような方向に進めていってほしいと思います。

(寺本委員)

委員の任命については、校長が選ぶのでしょうか。委員会事務局が地域によって事前に打診するのでしょうか。

(中田学校教育部長)

委員会事務局から保護者代表のPTA会長や地域住民代表の自治会長、町内会長、民生委員などを委員にできるということを学校側に提案し、最終的には校長が人選をすることになります。

(寺本委員)

市外の校長が着任される場合が増えているようですが、その場合、人選が難しいと思います。人選によっては、校長の学校運営がしづらくなることも懸念されますので、人選は慎重に行ってほしいと思います。

(中田学校教育部長)

学校評議員制度との違いについて説明しましたが、今まで活躍されている学校評議員との関係も場合によっては活かしながら、学校として信頼のおける人選をする必要があると思います。

(宮本委員)

「学校運営協議会3つの役割」の「校長が作成する学校運営の基本方針の承認」が必須事項となっていますが、同じ立場で子供たちにどうするべきかと考えたときに「承認」の言葉が引っかかります。地域と保護者と学校が共に知恵を出し合い、学校の運営に意見を反映し、協働して子供たちのより良い成長を支える仕組みづくりをすることを考えた場合、そのあたりの説明を校長に丁寧にした方が良いでしょうと思います。

(中田学校教育部次長)

承認されれば良いですが、承認されなかった場合の対応を考える必要もあります。会議では様々な意見はあると思いますが、本制度は個人の意見を尊重するものではなく、合議体の組織であります。最終的には校長が説明責任を負うこととなりますので、学校運営の方針を共有しながらそれぞれの立場の役割をお願いし、承認するか否かだけでなく、学校の思いを共有して一緒に取り組んでいくという制度であることをしっかりご理解いただきたいと思います。

(宮本委員)

学校運営協議会で決定したことを、保護者や地域の方にどのように知らせるのでしょうか。

(中田学校教育部次長)

学校だよりやホームページなどにより広く周知し、保護者にも協力してもらえよう丁寧を示したいと思います。

(吉本委員)

全国で3,000校余りが実施しているようですが、困った事例があれば教えてください。また、委員は非常勤の公務員の立場となることでメリットまたはデメリットとなるのか、非常勤の公務員として正式に名乗ることができるのか、それによって委員の地域における意味合いの強さが変わるとはと思いますが、事務局としての考えを教えてください。

(中田学校教育部次長)

他市町村からの情報では、大きなトラブルはないと聞いています。ただし、公募により決定したことにより、委員に関する事前の情報が少ないことなど、人選面で苦心したと聞いています。

(荒井学校教育課主幹)

非常勤の公務員となったことについて名乗ることはできますが、相応の立場に立たされているということを感じてもらふ必要はあります。メリット・デメリットではないかもしれませんが、会議が開催された際には報酬等が支払われることとなります。また、会議で扱った事項については一般職の公務員と同様に守秘義務が課され、一定の責任が生じることとなります。

(吉本委員)

非常勤の公務員の肩書を持つことで生じる犯罪に係る法の適用など、その辺りの説明はするのでしょうか。

(中田学校教育部次長)

地方公務員法上の特別職の公務員になりますので、一般職としての適用はありませんが、職務は公務性を有するため、刑法上の贈収賄罪などの適用はありますので説明したいと思います。

(吉本委員)

コミュニティ・スクールを導入することで教職員の負担が増えないと良いのですが、いかがでしょうか。

(中島教育長)

今までと同じやり方では形骸化につながります。学校運営協議会はあくまで話し合いをする場であり、形骸化させないためには、一緒になって動く学校応援団のような実働組織が必要になります。

(寺本委員)

モデル校の選定については、管理職が望む実働組織をすでにもっている委員をモデル校に選ぶ必要があると思います。現職の時に、職場体験学習の行き先の選定に苦労しましたが、委員が先頭に立って調整してもらえると教職員の負担が軽くなると思います。

(森田委員)

委員の任命について、学校評議員と兼務になることもありますか。

(中田学校教育部次長)

モデル校となる学校には評議員制度は置かない予定です。

(中島教育長)

市によっては両方の制度を置いているところもありますが、一本化した方が良いと思います。

(中島教育長)

ただいまの協議事項について、各委員の意見等を踏まえた対応をお願いします。

9 報告事項

- 所沢市教育委員会後援等名義使用許可について（教育総務課）
- 所沢市教育委員会の10月から1月までの主な行事予定について（教育総務課）
- 「所沢市議会一般質問答弁要旨 令和4年第3回（9月）定例会」について（教育総務課）
- 所沢市鈴木家住宅資料調査報告書「所沢ゆかりの書画集」の刊行について（文化財保護課）
- 新型コロナウイルス感染症への対応について（教育総務部・学校教育部）
質疑なし

- 新型コロナウイルス感染症への対応について（教育総務部・学校教育部）
【非公開】
質疑なし

- 市内小中学校での事案について（学校教育課） **【非公開】**

《 削除 》

10 議題

- 議案第20号 令和4年度所沢市教育功労者（追加）の表彰について **【非公開】**
《 削除 》
※中島教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

- 議案第21号 令和4年度教育委員会予算（12月補正）について **【非公開】**
《 削除 》
※中島教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

- 議案第22号 令和5年度教育委員会当初予算について **【非公開】**
《 削除 》
※中島教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

1 1 その他

○今後の日程

- ・教育功労者表彰式：11月15日（火）
- ・教育委員会会議11月定例会：11月15日（火）

1 2 閉 会 午後4時20分